

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市産農産物新商品開発等推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、半田市産農産物を活用した商品を新たに開発する事業（以下「補助対象事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することにより、半田市産農産物を活用した商品の開発等を推進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、半田市内で農産物を生産する者で次のいずれかに該当する者を1名以上含む団体等とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 認定新規就農者
- (3) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付の対象者としない。

- (1) 本市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、都市計画税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納している者
- (2) 半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (3) 半田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- (6) その他市長が適当でないと認めた者

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、新たにこの補助金の交付の申請をすることはできない。ただし、既に行っている交付の申請を取り下げた場合は、この限りではない。

- (1) 同一事業において別の補助金の交付を受けている場合
- (2) 同一事業において既にこの補助金の交付を受けている場合
- (3) その他市長が適当でないと認めた場合

(補助対象経費等)

第4条 補助金は、予算に定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる事業経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市産農産物新商品開発等推進補助金事業計画書（様式第1）（以下「事業計画書」という。）を作成し、誓約書（様式第2）を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、事業計画書の提出があったときは、その内容を別で定めた基準で審査し、適当

と認めたときは、申請者に通知する。

3 前項の通知を受けた申請者は、半田市産農産物新商品開発等推進補助金申請書（様式第3）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）事業実施計画書（様式第4）

（2）収支計画書（様式第5）

（3）新商品の開発を行う場合にあつては、当該新商品の開発計画及び販売計画

（4）新商品の開発に関して機器又は設備を購入する場合にあつては、当該機器又は設備の仕様書及び見積書

（5）その他市長が必要と認めたもの

4 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、半田市産農産物新商品開発等推進補助金申請完了通知書（様式第6）（以下「申請完了申請書」という。）により、通知するものとする。

5 市長は、事業計画書を先着順に受け付けるものとし、予算の範囲を超えるときは、申請の受付を停止することができる。

6 申請者は、第4項の規定による申請完了通知書の送付を受ける前に、補助対象事業に着手してはならない。

（計画変更等）

第6条 申請完了通知書の送付を受けた者（以下「申込者」という。）は、申請完了通知書を受けた後、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに半田市産農産物新商品開発等推進補助金変更申請書（様式第7）及び変更収支計画書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（1）補助金交付予定額の増減があるとき。

（2）補助対象事業の中止等による取下げをするとき。

2 市長は、変更申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請変更完了通知書（様式第9）により申込者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 申込者は、補助対象事業を完了したときは、半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付実績報告書（様式第10）（以下「実績報告書」という。）に次の書類を添付して、次項に規定する期限までに、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象事業に係る領収書の写し

（2）補助対象経費等確認書（様式第11）

（3）開発した商品の写真及び販売場所を記載した書類

（4）収支決算書（様式第12）

（5）その他市長が必要と認めたもの

2 前項の規定による申請の期限は、当該事業完了後14日以内（14日以内に会計年度の末日が到来する場合にあつては、当該会計年度の末日まで）とする。

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付決定通知書（様式第13）により申込者に対し通知するものとする。この場合において、市長は補助金を交付することについて、条件を付することができる。

2 前項の規定による審査の結果、補助金の交付が不適当と認められる場合は、補助金の不交付を決定し、半田市産農産物新商品開発等推進補助金不交付決定通知書（様式第14）により申込者に対し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条第1項の規定による補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに半田市産農産物新商品開発等推進補助金請求書（様式第15）（以下「請求書」という。）を提出し、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。ただし、補助事業完了前であっても、市長が特別の理由があると認めるときは、請求書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により、請求書が提出されたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

(補助金の清算)

第10条 前条第2項の規定による補助金の概算払を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに半田市産農産物新商品開発等推進補助金精算書（様式第16）を次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 補助対象経費等確認書（様式第11）
- (3) 収支決算書（様式第12）

(財産処分の制限)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間又はこれに準ずるものと認められる期間（以下「処分制限期間」という。）に定める耐用年数を経過したときは、この限りではない。

2 補助事業者が市長の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、市長は交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業により取得した財産は、処分制限期間を経過しない間においては、当該財産に係る書類を整備・保管しておかなければならない。

(補助金交付の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第2項及び第3項のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付の条件その他法令に違反したとき。

(5) 償却資産（固定資産税）の申告を適切に行わなかったとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を納付しなければならない。

（現地調査等）

第14条 市長は、必要に応じて補助事業者に対し取得した財産に関する報告又は現地調査を求めることができる。

（協力要請等）

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助金に関する市場調査等の協力を求めることができる。

2 補助事業者は、補助金交付後、半田市との連携・地域貢献を積極的に行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月27日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業経費 （消費税及び地方消費税を除く。）	経費内容等	補助額 （当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
消耗品費	半田市産農産物を活用した新商品開発に必要な資材等の購入に係る経費 ※1年間の使用量分以内を対象とする。 ※以前から購入している消耗品に係る経費は対象外とする。	補助対象経費の2分の1 ただし、上限200,000円とする。
印刷製本費	チラシ、ポスターなどの半田市産農産物を活用した新商品PR資料、レシピ、アンケートなどの必要な資料の作成に係る経費	
広告宣伝費	半田市産農産物を活用した新商品PRの広告等に係る経費 ※以前から販売している商品のみの広告に係る経費は対象外とする。	
機器費 設備費	半田市産農産物を活用した新商品開発に係る機器・設備等の購入及び設置に係る経費 ※著しく汎用性の高いものは対象外とする。	
委託費	半田市産農産物を活用した新商品開発事業実施のために必要な加工等に係る経費 ※農産物等の加工を委託する経費 ※ブランドシールやラベルデザインの制作する経費 ※以前から販売している商品の加工やデザイン等の委託に係る経費は対象外とする。	
謝金	半田市産農産物を活用した事業実施のために、必要な専門的知識や知見の提供、資料等の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費 ※単価は、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき、設定するものとする。	

半田市長 殿

半田市産農産物新商品開発等推進補助金事業計画書

項目		記入内容	
① 申請者情報	氏名又は団体名（屋号）		
	代表者氏名（屋号）		
	氏名（屋号）	※複数名で事業を行う場合に記載	
	住所又は所在地		
	代表者連絡先（TEL/mail）	TEL：	mail：
	補助金活用事業のタイトル名	※事業の内容や魅力が伝わるキャッチーな名前を付けてください。	
	補助金活用事業の規模（事業費、事業内容等）		
	資格要件	☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ その他	
② 農業の現状	営農類型	☐ 米・麦・大豆 ☐ 露地野菜 ☐ 施設野菜 ☐ 果樹 ☐ 施設園芸 ☐ 花き ☐ 畜産（牛・豚・鶏） ☐ その他	
	主な生産品		
	事業の規模（売上・経営面積・販路など）		
	農業経営の背景		
③ 取組事業背景の	この取組のきっかけ、解決したい課題など、あなたの「想い」	※今回の補助金を使用するにあたり、どのような課題があるのかを含めて記載してください。	
④ 今回の具体的な取組内容	A. 企画コンセプト 商品やサービスの「売り」は何ですか？ 誰にどんな価値を提供しますか		
	B. ターゲット どんなお客様に買ってほしいですか？ ※年齢、性別、ライフスタイル等、具体的に		
	C. 具体的な展開例 どのようにPRし、どこで、どのように販売しますか？ ※SNS、直売所、ECサイト等		
⑤ 売上目標上の	初年度の売上目標金額： _____ 円（税前） （これは、現在の総売上の _____ %に相当します） ○ _____ 年度に目標を設定 ○ _____ 年度の売上目標金額： _____ 円（税前） ※目標設定の根拠（客単価×客数など）もご記入ください。		
⑥ 予事取組経費に係る	今回支援を申請する経費（上限税込20万円）の内訳を具体的にご記入ください。 ※見積書等の写しを添付してください。	○費目（品名） ○内容・仕様 ○単価 ○数量 ○金額合計申請額 （参考）自己資金など、本事業全体の資金計画	

項目		記入内容
⑦ 実 施 体 の 制	事業を誰が、どのような役割分担で進めますか。連携事業者などがある場合は、その名称と役割もご記入ください。	
⑧ ケ 事 業 ユ 実 一 施 ル ス	いつ、何を行うのか、具体的な計画を時系列でご記入ください。 （例：〇月 試作品開発、〇月 パッケージデザイン発注…）	
⑨ 期 待 効 果	この取組による売上・利益への貢献や、知名度向上、地域への波及効果（雇用創出、他農家との連携等）についてご記入ください。	
⑩ 地 半 域 田 貢 市 献 と に の つ 連 い 携 て・	開発後、市とどのように連携し、地域へ貢献していきたいですか。当てはまるもの全てにチェックを入れ、具体的なアイデアをご記入ください。	【連携・貢献プラン】（複数選択可） ☐ 半田市の推進する6次産業化農業者支援プロジェクト等へ積極的に協力する ☐ ふるさと納税返礼品への登録を目指す ☐ 半田市観光協会等と連携した販路開拓を行う ☐ 市内外のイベントへ「半田市の特産品」として積極的に出店する ☐ その他（自由記述：具体的な協力内容や期待する相乗効果） （

様式第2（第5条関係）

誓約書

年 月 日

半田市長 様

半田市産農産物新商品開発等推進補助金を申請するにあたり、半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付要綱（以下「要綱」という）に定める内容を理解し、下記について誓約します。

記

1. 当申請者は、要綱第3条第2項に掲げる者及び第3項に掲げる場合に該当しておりません

第3条第2項

- （1）本市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、都市計画税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納している者
- （2）半田市暴力団排除条例（平成23年半田市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- （3）半田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- （4）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- （5）暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体
- （6）その他市長が適当でないと認めた者

第3条第3項

- （1）同一事業において別の補助金の交付を受けている場合
- （2）同一事業において既にこの補助金の交付を受けている場合
- （3）その他市長が適当でないと認めた場合

2. 補助金の交付にあたり税務関係資料（課税所得、課税、収納、償却資産等）を閲覧することは差し支えありません

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は団体名及び代表者氏名

以上

様式第3（第5条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名
電話番号

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付要綱第5条第3項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

補助対象事業の事業名	
総事業費（予定）	円
補助金交付申請予定額	円
事業開始予定年月日	
事業完了予定年月日	
添付書類	・ 事業実施計画書（様式第4） ・ 収支計画書（様式第5） ・ 開発計画書又は販売計画書 ・ 機器又は設備を購入する場合は、仕様書及び見積書 ・ その他

※事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること

様式第4（第5条関係）

事業実施計画書

区 分	説 明
(1) 使用する農産物等を記載	
(2) 事業期間（予定） ※開発開始日から販売開始日	開始 年 月 日から 終了 年 月 日まで
(3) 事業実施場所 ※販売予定場所	
(4) 事業の概要	

様式第5（第5条関係）

収支計画書

（収入）

単位：円

区分	予算額	備考

（支出）

単位：円

区分	予算額	備考

区分欄は収入支出費目を記載のこととし、事業に区分のあるものは事業区分ごとに記載すること。

様式第 6 （第 5 条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金申請完了通知書

年 月 日

様

半 田 市 長

令和 年 月 日付の申請につきましては、半田市産農産物新商品開発等推進補助金
交付要綱第 5 条第 4 項の規定により、下記について申請が完了したことを認めます。

記

補助対象事業の事業名	
総事業費（予定）	円
補助金交付予定額	円

様式第7（第6条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金変更申請書

年 月 日

半 田 市 長 様

住所又は所在地
申込者 氏名又は団体名
及び代表者氏名
電話番号

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり
申込みます。

記

補助対象事業の事業名			
総事業費 （変更前）	円	総事業費 （変更後）	円
補助金交付申請予定額 （変更前）	円	補助金交付申請予定額 （変更後）	円
変更理由			
添付書類	・ 変更収支計画書（様式第8）		

様式第8（第6条関係）

変更収支計画書

（収入）

単位：円

区分	予算額(変更前)	予算額（変更後）	備考

（支出）

単位：円

区分	予算額（変更前）	予算額（変更後）	備考

区分欄は収入支出費目を記載のこととし、事業に区分のあるものは事業区分ごとに記載すること。

様式第 9 （第 6 条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金変更完了通知書

年 月 日

様

半 田 市 長

令和 年 月 日付の申請につきましては、半田市産農産物新商品開発等推進補助金
交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり変更を認めます。

記

補助対象事業の事業名	
総事業費 （変更後）	円
補助金交付予定額 （変更後）	円

様式第 10（第 7 条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 様

住所又は所在地
申込者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	
補助事業等の目的及び内容		(目的) (内容)	
交 付 申 請 額		円	
添 付 書 類		・ 領収書写し ・ 補助対象経費等確認書（様式第 11） ・ 開発した商品の写真及び販売場所を記載した書類 ・ 収支決算書（様式第 12） ・ その他	

補助対象経費等確認書

単位：円

補助対象経費	内容	金額
合計額		

補助対象経費欄には、申込みした補助対象事業の補助対象経費の項目を記載すること。

内容欄には、経費の内容を記載すること。

金額欄に記載する金額は、それぞれの経費の税抜金額を記載すること。

様式第 1 2 （第 7 条関係）

収支決算書

（収入）

単位：円

区分	予算額	決算額	備考

（支出）

単位：円

区分	予算額	決算額	備考

区分欄は収入支出費目を記載のこととし、事業に区分のあるものは事業区分ごとに記載すること。

様式第 1 3 （第 8 条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付決定通知書

年 月 日

様

半 田 市 長

令和 年 月 日付の申請につきましては、半田市産農産物新商品開発等推進補助金
交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付します。

記

補助対象事業の事業名	
総事業費	円
補助金交付額	円
条件	

様式第 1 4 （第 8 条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金不交付決定通知書

年 月 日

様

半 田 市 長

令和 年 月 日付の申請につきましては、半田市産農産物新商品開発等推進補助金
交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり不交付とします。

記

補助対象事業の事業名	
不交付理由	

様式第15（第9条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金請求書

年 月 日

半 田 市 長 様

住所又は所在地
補助事業者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

	十	万	千	百	十	円
金 額						

摘要：ただし、半田市産農産物新商品開発等推進補助金として

様式第 16（第 10 条関係）

半田市産農産物新商品開発等推進補助金精算書

年 月 日

半 田 市 長 様

住所又は所在地
補助事業者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

半田市産農産物新商品開発等推進補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり精算します。

補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	
補助事業等の目的及び内容		(目的) (内容)	
精 算 額		円	
添 付 書 類		・ 領収書写し ・ 補助対象経費等確認書（様式第 11） ・ 収支決算書（様式第 12）	